

答 申 書

(審査庁) 柳泉園組合管理者  
並木 克巳 殿

令和3年6月21日

柳泉園組合情報公開審査会

会長 藤原 晃



貴職から、令和3年2月24日に受けた諮問第1号(2柳泉発第409号)に対し、当審査会は、下記のとおり答申する。

記

第1 答申の内容

審査請求人らが令和2年11月13日に行った審査請求(以下「本件審査請求」という。)を棄却するのが相当である。

第2 当審査会における調査及び審議の経過

年月日	内容
令和3年3月1日	審査庁による諮問の説明
令和3年4月16日	処分庁による処分の説明
令和3年5月13日	審査請求人らによる口頭意見陳述、審議
令和3年6月9日	審議

第3 当審査会の判断

1 本件審査請求の趣旨

審査請求人らによる本件審査請求の趣旨は、「柳泉園クリーンポート大規模補修発注図書、発注図書に該当するもの」の公開請求に対し処分庁が「柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業 要求水準書」のうち、3節のP26「8 大規模補修」及びP27「表5. 3. 3」の部分(以下「本件要求水準書」という。)を開示したことについて、①本件要求水準書は発注図書に該当しないから、発注図書の開示を求める、②発注図書が無ければ「不存在」と回答すべきである、というものである。

2 本件処分の当否について

(1) 当審査会において調査したところ、審査請求人らが公開を求める「発注図書」という名称の文書の存在は確認できなかった。

他方、処分庁は、発注図書という名称の文書が存在しなかったことから、審査請求人らが公開を求める「発注図書に該当する部分」として、審査請求人らに説明した上で本件要求水準書を開示したものといえる。かかる処分庁の処分は、本件情報公開請求に対し、発注図書という名称の文書がないことから不存在であるとする旨の処分を行うのではなく、処分庁がこれに該当する文書であると判断したものを開示したものであり、本件情報公開請求について、合理的な意思解釈を行ったものといえる。

したがって、本件処分には違法な点は認められず、また不合理・不適切であるということもできない。

- (2) この点について、審査請求人らは、発注図書という名称の文書がなければ不存在と回答する旨の処分を行うべきであると主張する。

しかしながら、本件処分は審査請求人らが求めていた発注図書という名称の文書が存在しなかったところ、処分庁において審査請求人らの請求に応じるべく、単に不存在と回答することなく、「発注図書に該当する部分」として本件要求水準書を開示したものである。本件処分は、情報の適切な公開という情報公開条例の趣旨にも資するものであり、不合理・不適切なものとは認められない。

また、処分庁は、少なくとも発注図書という名称の文書が存在しないことを前提として本件処分に及んでいるのであるから、その限りで審査請求人らの主張はみたまわっているものといえる。

- 3 その余の審査請求人らの主張について

審査請求人らの主張のうち、本件要求水準書では、委託契約上の成果物である「発注図書」として評価することはできず、建設業法や地方自治法にも違反しているという点については、当審査会において審議判断すべき情報公開に関する事項に該当しない。

- 4 よって、頭書のとおり答申する。

以 上